

定期報告対象建築設備等と報告期間一覧

定期報告対象建築設備等の種別		報告期間
昇降機 (政令第129条の3 第1項各に掲げる 昇降機)	エレベーター (労働安全衛生法施行令 第12条第1項第6号に 規定するものを除く)	・毎年、検査済証の交付日の属する月の 初日から末日まで
	エスカレーター	・毎年、検査済証の交付日の属する月の 初日から末日まで
	小荷物専用昇降機 (フロアタイプのもの)	・検査済証交付日が平成29年5月31日以前の場合 毎年5月1日から同月31日まで ・検査済証交付日が平成29年6月1日以後の場合 毎年交付日の属する月に相当する月の初日から末日まで
準用工作物（遊戯施設） (政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		・毎年、検査済証の交付日の属する月の 初日から末日まで
防火設備（※1） ※随時閉鎖又は動作をで きるものに限る (防火ダンパーを除く)	定期報告対象建築物 に設けるもの	・毎年7月1日から12月28日まで (令和7年7月1日から)
	以下に掲げる用途のう ち、床面積が200㎡以 上の建築物に設けるも の（※2） ・病院、診療所 ・高齢者等の就寝の 用に供する用途 に供するもの	

（※1）火災時に煙や熱で感知器やヒューズと連動して閉鎖する以下の設備が対象となります。

※常時閉鎖式の防火扉については特定建築物定期調査報告の調査対象となります。

- ・ 防火扉 ・ 防火シャッター ・ 耐火クロススクリーン
- ・ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

（※2）建築物が定期報告対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を越える建築物であれば、防火設備の定期報告が必要となります。